

総行福第171号
令和2年4月15日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(市 町 村 担 当 課 扱 い)

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第145号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下「平成27年経過措置政令」という。）及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第58号。以下「昭和61年経過措置政令」という。）が改正されました。

については、このたびの改正概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の市町村（一部事務組合を含む。）並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

記

第1 退職一時金の返還額に付す利子の利率の見直しに関する事項（第1条関係）

老齢厚生年金等の受給権を有することとなった場合に過去に組合から支払われた退職一時金を組合に返還する場合の令和2年4月1日以降の期間に係る利子の利率は、財政検証における名目運用利回りをもとに、次に掲げる率とされたこと。（改正政令第1条の規定による改正後の平成27年経過措置政令第118条第1項関係）

期 間	利率（%/年）
令和2年4月から令和5年3月までの期間	1.7
令和5年4月から令和7年3月までの期間	1.6
令和7年4月から令和8年3月までの期間	1.7
令和8年4月から令和9年3月までの期間	2.0
令和9年4月から令和11年3月までの期間	2.1

第2 脱退一時金等の支給額に付す利子の利率の見直しに関する事項（第2条関係）

組合が脱退一時金等を支給する場合の令和2年4月1日以降の期間に係る利子の利率は、財政検証における名目運用利回りをもとに、次に掲げる率とされたこと。（改正政令第2条の規定による改正後の昭和61年経過措置政令第39条及び第78条の2関係）

期 間	利率（%/年）
令和2年4月から令和5年3月までの期間	1.7
令和5年4月から令和7年3月までの期間	1.6
令和7年4月から令和8年3月までの期間	1.7
令和8年4月から令和9年3月までの期間	2.0
令和9年4月から令和11年3月までの期間	2.1
令和11年4月以降	3.5

施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとされたこと。